

会議名	第一回港区保健福祉相談記録システム構築業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和2年12月17日(木)
開催場所	港区役所2階 保健福祉支援部会議室
委員	委員長 東海大学情報通信学部教授 小林 洋 副委員長 保健福祉支援部長 有賀 謙二 委員 一般社団法人ITCサンシャイン・ブレインズ代表理事 内田 勝也 委員 ひらつか西口法律事務所 山辺 直義 委員 みなと保健所健康推進課長 二宮 博文
事務局	保健福祉支援部保健福祉課
会議次第	審議事項 1 港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考募集要項(案)について 2 港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託仕様書(案)について 3 港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考方針(案)について 4 第一次審査採点表(案)について
配布資料	次第 資料1 事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 事業候補者選考委員会委員名簿 資料3 事業候補者募集要項 資料4 提案要求仕様書 資料5 事業候補者の選考及び評価 資料6 事業候補者選考方針 資料7 第1次審査採点基準 資料8 第2次審査採点基準
会議の結果及び主要な意見	
1 開会	
2 自己紹介	
3 委員の委嘱	
4 委員長の互選	
5 議題	
(1) 事業候補者募集要項(案)について	
委員長	事業候補者募集要項(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「事業候補者募集要項(案)」を説明
委員長	説明は終わりました。まず、提案資料の枚数について確認をします。 10/106 ページ、(6)留意事項のイからエになります。資料の枚数は、基本要件に関する説明書は8ページ以内、要求事項に関する説明書は20ページ以内、提案事項は提案IDごとに1枚なので、18ページ、合計で46ページ以内となります。

	提案資料の枚数について、ご意見やご質問はいかかでしょうか
委員B	事業規模の金額は公表されますか。
事務局	公募要項に記載されたまま、公表されます。
委員D	すでに記載はあると思いますが、セキュリティポリシーは記載をお願いします。
事務局	資料4 要求提案仕様書で 7.2.1 本事業の基本要件に関する説明書に事業者セキュリティに関する取組を記載させるとともに、別紙4で個人情報の取り扱いについて記載しています。 また、基本設計の段階で情報セキュリティ設計書の提出を義務付けています。
委員A	提案 ID はどのように提案をいただきますか。
事務局	仕様書の資料(4.2 機能要件)に要求 ID と提案 ID と記載してある。ID ごとに提案をいただく形を考えています。
委員C	全体のボリューム感も合計で 46 ページ以内なので妥当であり、提案事項も 1 ページなので構成上も問題ないと思います。
委員E	要求事項も 20 ページ以内で妥当ではあるが、要求事項に関しても提案事項と同じように要求 ID も書いてほしいです。11 ポイントと文字サイズに指定はあるが、業者は別紙を追加するなど裏技も使うので、この中で提案して欲しいと明記しても良いのではないのでしょうか。 募集要項の目的のところ、保健福祉係、生活福祉係と 2 つの係の名が出ていますが、応募事業者は何課に属するのかわかりづらいです。
事務局	ただ今のご指摘については、この係名がどこの課の下に所属しているのか表現を改めさせていただきます。
委員長	それでは今までの意見については、事務局でご対応をお願いします。皆様から頂いた御意見等の最終的な反映につきましては、委員長一任ということにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし
委員長	それでは、次に議題(2)「提案要求仕様書(案)について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	「提案要求仕様書(案)」についてご説明
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問はありますか。
委員D	相談記録の決裁機能についてはどのように盛り込みますか。
事務局	決裁機能については、紙決裁または文書管理システムでの決裁を想定しており、要求事項等には記載していません。
委員D	他自治体の相談システムでは決裁機能を付けていて、開示請求があった際に一係員だけの記録だけではなく、上長まで確認したのかを求められます。相談記録の決裁機能については要求事項として追加して欲しい。
事務局	要求事項に追加する文言は事務局で調整します。
委員A	決裁機能について質問ですが、決裁というのは決裁が必要なものと必要でないものがあるという認識でよろしいでしょうか。
事務局	初動の相談については、意思決定するものが無い場合、供覧とします。継続案件について、支援の方向性は上長まで確認して組織で判断したという記録を残したいと思

	います。
委員E	操作履歴やシステムログは7年以上保管とし、ユーザーの操作履歴をCSV形式で出力するものとしています。保管期間や履歴を保存させておくことは大事です。
事務局	システム管理者における機能というところで、操作履歴の出力という形で、管理者が把握できることを必須要件にしています。
委員E	ある程度の期間は保存が必要です。何かあった時の担保になります。ユーザーの操作履歴をCSV形式で出力できること書かれているが、保存するという文言が表現されていません。
事務局	要求事項の文言を加筆修正します。
委員A	保存年限は何年間になりますか。
事務局	保存年限については区の文書保存基準がございます。システムログは、電子計算機使用詐欺罪の時効に合わせて7年としています。
委員E	やむを得ない理由で内容をプリントアウトする場合の制限についての考えをしっかりと明記した方が良いです。情報が洩れないためにも出力をする時の権限などをしっかりと整理されてはいかがでしょうか。
事務局	提案事項の相談記録の管理機能において、CSV形式でデータを出力する際に、セキュリティ対策としてシステム管理者が承認をしなければ出すことができない、またはユーザーで制限をかけていくのかを提案で求めようと考えています。
委員A	画面のハードコピーを取るのは禁止しますか。
事務局	画面のハードコピーを機能的に制限すると他のコピーペースなどの機能も制限されてしまうため、運用で禁止したいと考えています。
委員A	運用規則に係るしかないということですね。あと質問ですが、ここでいうシステム管理者というのは区の組織でよろしいでしょうか。
事務局	保健福祉課を予定しています。
委員C	<p>決裁機能については、業務フローの追加になるので、事務局はどのようなフローになるのかと考えていますか。</p> <p>例えば、決裁者は通知機能が無いと定期的に検索して決裁の有無を確認することになります。事業者側の提案に委ね過ぎず、事務局としてある程度フローを想定しておいた方が宜しいと思います。</p>
事務局	今のご指摘に対しては事務局で検討します。表現等については事務局で修正したのち、委員長確認後、各委員へ展開します。
委員A	決裁機能は、基本的には職員が個人個人に決裁が必要か判断して回送するものでしょうか。
事務局	現在は継続支援に関して、紙ベースで課長までの決裁区分で承認を得ています。電子化された際には、紙の作業をシステムで処理する認識で考えています。基準を変えるものではありません。
委員D	課長や係長が異動した際に非常に困る場合があります。異動先の部署でも過年度分の決裁処理が一定期間できるよう、運用や権限を検討してください。
事務局	保健福祉課がユーザー管理を行うので、ユーザー管理の機能を年度で切り替えず、整理期間中は決裁権限を残す運用が考えられます。システム構築を担う事業者には、

	そういった部分も細かく伝えていきます。
委員A	業務の流れで、あまり細かく決めてしまうと、今度は替えて提案が窮屈になります。ある程度臨機応変に判断しないといけない部分もありますので、事務局の方で検討してください。
委員長	他にご意見ご質問がなければ、修正については事務局でご対応お願いします。最終的な反映につきましては、委員長一任ということにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。
各委員	異議なし
(3) 事業候補者の選考及び評価 (案) (4) 採点基準表 (案) について	
委員長	次に、議題 (3) 「事業候補者の選考及び評価 (案) について」、議題 (4) 「採点基準表 (案) について」は相互に関連する事項ですので、一括して議題とさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	事業候補者の選考及び評価 (案)」「採点基準表 (案)」の説明
委員長	説明は終わりました。第2次審査への通過させる事業者数について、事務局案では概ね3者程度としておりますが、いかがでしょうか。
委員E	3者程度の「程度」の想定を事務局からお示しいただきたい。
事務局	例えば、5事業者から提案をいただき、2者が突出して点数が高い場合は、じっくりこの2者を比較したい事もあると思います。
委員E	逆に、4者が優れている場合は、4者という判断も考えられるということですね。
事務局	左様でございます。
委員長	他にご意見やご質問がなければ、3者程度とします。
委員長	続いて、2次審査の方法については、事業者からのプレゼンテーション方式とし、プレゼン15分、質疑15分の計30分でいかがでしょうか。
委員B	事務局案の配分でよろしいかと思えます。
委員長	他にご意見やご質問がなければ、事務局案を採用します。
委員長	採点基準表の採点項目及び基準についてはいかがでしょうか。決裁機能について、事務局より補足があればお願いします。
事務局	先程、要件追加された決裁機能は、要求事項となりますので、参加資格の確認シートに追加し、採点項目には影響を及ぼさない事を申し添えます。
委員長	今の事務局の申し添えを踏まえて、ご意見やご質問があればお願いします。
各委員	異議なし
委員長	それでは、第1次審査及び第2次審査における採点基準表は事務局案を採用します。
6 連絡事項	
委員長	事務局より連絡事項をお願いします。
事務局	1月25日月曜日に事業者からの提案書を受付けた後、事務局で参加資格を確認致しまして、1月29日金曜日からは各委員が採点いただけるよう事務局から送付します。2月8日月曜日の正午までに審査いただき、採点表を事務局まで提出ください。次回、第2回選考委員会は2月9日(火曜日)の午後2時から開催させていただきます。

委員B	次回の開催方法については、原則参集でよろしいでしょうか。
事務局	参集またはリモートのウェブ会議、あるいはその混合でも可能です。
委員B	原則集合なのか、全員でウェブ会議とするのか、社会情勢を勘案し、事務局から通知いただきたい。
事務局	承知しました。
7 閉会	
委員長	それでは、これで第1回港区保健福祉相談記録システム構築業務委託事業候補者選考委員会を終了いたします。 本日は、お忙しいところありがとうございました。